

## 公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項

コンクリート塊の再生利用を促進することの必要性にかんがみ、再生コンクリート砂の利用用途の拡大に努め、再生コンクリート砂の有効利用を図るものとする。

しかしながら、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として再生コンクリート砂を使用する際には、当面、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認することとし、積算にあたっては必要な費用を計上すること。

なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。